

## 地域支援・医薬品供給対応体制加算の掲示

### お薬の処方について（後発医薬品・バイオ後続品・一般名処方・長期収載品の選定療養）

当院は、地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っており、後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進と、医薬品の供給不足時にも適切に対応できる体制の整備に取り組んでいます。

#### 後発医薬品（ジェネリック医薬品）及びバイオ後続品（バイオシミラー）とは

「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」とは、最初に作られた薬（先発医薬品：新薬）の特許が切れた後に、厚生労働省より「先発医薬品と有効成分、用法、効能・効果が同等」との認可が得られ、製造・販売された医薬品のことです。

また、バイオ後続品（バイオシミラー）は、先行バイオ医薬品（遺伝子組換え技術や細胞培養技術等の最先端技術を用いて開発される医薬品）と同じ効能・効果、用法・用量で使える（＝同等／同質である）ことを検証している医薬品です。

後発医薬品及びバイオ後続品を利用することで自己負担を減らすとともに、医療費節約で医療保険制度の安定にもつながります。

#### 当院での取り組み

当院では、入院及び外来において、後発医薬品及びバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品及びバイオ後続品の採用に当たっては、品質確保・情報提供・安定供給など、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

#### 一般名処方について

当院では基本的に、後発医薬品のある医薬品、及びバイオ後続品のあるバイオ医薬品については、特定の品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載すること）を行います。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方の趣旨については、十分にご説明いたします。

#### 長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の選定療養について

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）について、医療上の必要性がないにもかかわらず患者さんのご希望で処方した場合は、選定療養の対象となります。令和8年6月1日より、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1に相当する「特別の料金」（別途消費税）を、通常の窓口負担とは別にご負担いただきます。

医療上の必要があると認められる場合や、後発医薬品の在庫がない場合などは対象となりません。詳細は、医師または薬剤師にご確認ください。

#### 医薬品の供給不足について

製造上の問題、品質管理上の問題、原材料の不足、需要の急増などにより医薬品の安定供給が難しくなることがあります。当院採用の医薬品が供給不足となってしまった場合、情報提供を適切に行うとともに、代替薬の検討や治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

医薬品の供給状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。使用する医薬品を変更する場合には、十分にご説明いたします。ご不明な点やご心配な点がございましたら、主治医または薬剤師にご相談ください。